

# 解約合意書

中央三井信託銀行株式会社（以下「甲」という）とロボスクエア運営委員会（以下「乙」という）とは、2002年7月18日付にて締結された定期建物賃貸借契約（以下「原契約」という）に関して以下のとおり確認及び合意する。

## 第1条（原契約の確認）

甲及び乙は、原契約が株式会社エスピーシーを賃貸人、乙を賃借人として2002年7月18日に締結され、その後、2002年9月2日に、甲が株式会社エスピーシーより原契約の賃貸人たる地位を承継したことを互いに確認する。

## 第2条（原契約の解約合意）

甲及び乙は、2007年5月31日をもって原契約を解約することを合意する。

## 第3条（明渡しと原状回復）

1. 甲は、乙に対し、原契約における賃貸借目的物件(以下「本物件」という。)の明け渡しを2007年6月15日まで猶予し、原契約終了後から2007年6月15日まで本物件を無償で乙に使用させる。
2. 甲は、乙が2007年6月15日までに本物件を明け渡した場合、原契約第24条にかかわらず乙の原状回復義務を免除する。

## 第4条（敷金）

原契約締結時に乙が甲に預け入れた敷金55,243,200円については、甲は2007年5月31日限り以下の乙の指定する銀行口座に返還する。

口座：福岡銀行 福岡市庁内出張所 普通 No.999149

名義：ロボスクエア運営委員会 会長 鎌田 迪貞

## 第5条（移転費用）

1. 甲は、原契約解約に伴い、乙が運営するロボスクエアの移転費用を負担する。
2. 前項の移転費用については金90,000,000円を上限とし、それを超える額については乙の負担とする。
3. 甲は、乙が甲に本物件を明渡し、かつ移転費用についての明細と根拠資料を甲に提示した後、甲が前2項の移転費用として認めた金額を乙に対して支払う。

## 第6条（秘密の保持）

1. 甲および乙は、原契約終了後も、原契約及び本書の内容に加え、お互いの業務に関連して知り得た秘密情報（以下「本秘密情報」という）について厳に秘密を保持するものとし、第三者に対し本秘密情報を一切開示、漏洩してはならないものとする。但し、監督官庁・裁判所の命令を受けた場合等法令上の義務又は東京証券取引所の適時開示規則等の自主規制団体の定める規則上の義務として開示を要求される場合

はこの限りではない。なお、本条の機密情報には、以下のいずれかに該当する情報は含まれないこととする。

- ①受領時に既に公知となっている情報
  - ②受領後に受領した当事者の責によらず公知となった情報
  - ③受領時まで受領した当事者が既に保有していた情報
  - ④受領した当事者が正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報
2. 前項の規定に拘らず、甲および乙は、必要な限りにおいて、(1)甲が本物件に関して締結する信託契約の受益者並びに当該受益者の投資法人資産運用業の受託者及びその親会社（その子会社を含む）、(2)甲、乙及び(1)号に掲げる者の弁護士、公認会計士、不動産鑑定士並びにその他のアドバイザー、(3)その他、相手方が個別に承認する者に対してのみ、前項に定める守秘義務と同等の守秘義務を課した上で本秘密情報を開示することができるものとする。

上記の確認及び合意を証するため本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印のうえ各1通を保有する。

2007年 5月 24日

甲：

東京都港区芝三丁目  
中央三井信託銀行株式会社  
不動産業務部長



乙：

福岡市中央区天神一丁目8-1

ロボスクエア運営委員会  
会長 鎌田迪貞

